

## 共通論題：『M&A, TOB等のハイリスク分野で活躍した 企業家群像の実像と虚像—岡部廣，島徳蔵から孫正義まで—』

### 報告2 取引所理事長と「乗取屋」

—島徳蔵の二つの顔—

山田 充郎 (Mitsuo YAMADA)

大和証券グループ本社

#### ○はじめに

鉄道と株式，そして野球—或意味では日本人の生活と切っても切れぬ関係にある三つの事柄に絡んで，大きな話題の種となった関西の名門企業阪神電鉄が，投資ファンドの攻勢に対抗する究極の手段として，宿敵とも言うべき阪急電鉄グループの傘下入りして以来，早半年が経過した<sup>1</sup>。移ろい易きは人心の常，この変動のきっかけとなった投資ファンドの主宰者が逮捕され，同ファンドは事実上解散，プロ野球も新たなシーズンを迎え，阪神電車や阪神百貨店も一見変らぬ形で営業の続いている現在，「阪神乗取（未遂）事件」は人々の忘却のかなたへと移りつつある。

併し一年前，この事件は我国報道界を最も沸き立たせた社会問題の一つであり，特に阪神間の人々にとって，その帰趨は自らの日常生活に直接係わり，それ故，無関心ではいられない事柄であった。そしてこの騒動は，80年前に大株主としてこの会社の乗取りに成功し，それなりの業績を挙げたにも拘らず，現在ではやはり忘れ去られていた一人物の名を蘇えらせるきっかけともなった。この人物が，本稿の主人公である島徳蔵である<sup>2</sup>。

だが果して島の阪神「乗取り」の意図は，昨年を買占めを企図した人物の場合と同じであったのであろうか。そしてその背景は，またその

後の経過は…。本稿は，大正から昭和初期の関西経済界において「大御所」「惑星」「怪物」と称せられた島徳蔵の生涯を辿り，彼の投資，会社経営の実例を採上げてその特色，評価を一瞥し，彼の創意と雄図，リスク感覚を確認した上で，彼と現代の「買占屋」との異同を考究しようとするものである。

1 阪神電気鉄道株式会社（阪神電鉄，阪神）は，同社と阪急ホールディングス株式会社（阪急電鉄株式会社の全株式を保有する持株会社）の両社における株主総会の決議を経て，平成18年10月1日付で阪急阪神ホールディングス株式会社（阪急ホールディングス株式会社を改称）の完全子会社となった。

2 例えば，平成17年10月10日付日本経済新聞（東京最終版）9面「阪神株」のコラムには，「買収騒ぎ昭和初期にも」と題する次のような記事が見られる。

「今年，開業百周年を迎えた阪神電気鉄道。歴史を振り返ると昭和初期に一度，株式買い占めで投資家に経営権を握られたことがある。村上世彰氏率いるM&Aコンサルティング（村上ファンド）との買収騒動に揺れる中，「歴史は繰り返す」（阪神電鉄OB）との声が聞こえてくる。

昭和の買収は一九二七年（昭和二年）。大阪・北浜で相場師として財を成した島徳蔵氏が大株主として経営権を握り，七代目社長を四年間務めた。当時の新聞は「島徳蔵氏の阪神乗取り」という見出しで経営陣の対立と混乱を伝えている。」

#### ○生涯と事蹟

##### 1 出自と幼年時代

大阪株式取引所（大株）の理事長として華城

財界における確固たる地位を占める一方、「買占屋」「乗取屋」などとも評せられた二代目「島徳」こと島徳蔵は、米穀商島徳治郎の長男として明治8年(1875)4月20日に大阪で生れた。母のテイの実家も米穀商であったことから、徳蔵は米相場の関係者に囲まれて育ったと言える。

島家は元々、大和国の出身で、寛政4年(1792)に亡くなった島利右衛門が大阪島家<sup>1</sup>の初代であるとされる。以後、島家の当主は徳蔵の祖父(四代目)まで(女子であった三代目を除き)代々利右衛門を名乗っている。

島家が何時頃から米相場に係わっていたかは、明らかではない。明治6年に徳治郎に家督を譲っていた四代目利右衛門は堂島中3丁目米の仲買を行っていた<sup>2</sup>が、その規模は大きなものではなかったようである。維新政府の成立後、我国の米穀取引の中心は明治4年に開業した堂島米会所を経て、同所の改組により9年11月に開業した堂島米商會所<sup>3</sup>へと移るが、この商會所の開業に当り加入を許された仲買人の中に島姓の者は見えない<sup>4</sup>。畢竟、島の家は堂島の名門ではなかったようで、或いは元々、江戸堀で小規模の米穀取引を営んでいた程度ではなかったかとも推察される<sup>5</sup>。

米穀仲買人としての徳治郎自身にも、これと言った話は残っていない。そもそも徳治郎は、「中年迄は矢張堂島で米の仲買を営みそれから一時兵庫の米穀仲買人に転じた」<sup>2</sup>とされる。その理由も不明であるが、徳治郎が株式の世界に身を投じた後、島仲買店の第一の得意先<sup>6</sup>になった初代藤本清兵衛<sup>7</sup>の孫清之助の回顧談<sup>8</sup>などから見れば、徳治郎は堂島での相場の失敗で一旦「都落ち」していたのかもしれない。何れにせよ徳蔵が幼年時代の島家は、それほど羽振りの良い生活を送っていた訳では無いと考えられる。

1 以下島家とはこの大阪島家を指す。

2 大正5年2月18日付大阪朝日新聞(島徳治郎…記事では「徳次郎」…死亡記事)

3 堂島米会所は明治6年3月に大阪開商社内油相庭

会所と合併して堂島米油相庭会所と改称していたが、9年8月に布告された米商會所条例に基づき改組、9月25日に株式会社大阪堂島米商會所として発足した。同所は26年9月には大阪堂島米穀取引所と改称、昭和14年の取引停止に至るまで我国米穀取引の中心としての地位を保ち続けた。

4 一方、徳治郎の妻(徳蔵の母)テイの父越ヶ谷伊兵衛は二等仲買人として加入を認められている。

5 大正7年頃、島の住居は東区高麗橋5丁目の外、西区江戸堀北通1丁目にもあり、島家の戦後のお祀りもここで行われていた。江戸堀は堂島が唯一の公許米取引所とされていた江戸時代においても、小規模ながら米取引が認められていた所で、その周辺には米穀商が多数店を構えていた。

6 松永定一「北浜盛衰記」(東洋経済新報社、昭和34年)109頁

7 明治十年代後半から二十年代前半にかけ大阪で一、二を争う米穀仲買人であった人物で、大和証券グループの創業者藤本清兵衛(二代目)の養父。明治24年死去。

8 藤本清之助は「年寄りに聞くと島徳治郎さんが(相場の失敗等で)浪速橋かどこかの上から身投げするところまでいったんですね。それを(初代藤本清兵衛が)助けたんです」と語っている(「座談会速記録」大和証券社内資料、昭和37年)。

## 2 株屋時代から事業家期(前期)一興隆期

島徳蔵は、学業をもって世に出た人物ではない。

暫く兵庫で米の仲買を行っていた徳治郎が帰阪、磯野小右衛門の養子で株式の世界へ進出<sup>1</sup>するや、徳蔵は父に従って株式取引の様子を見聞、専らこの世界へ関心を寄せることになった。徳治郎は株式市場で成功、明治25年には山陽鉄道等の大株主に取まっていた。

明治26年徳治郎が大株仲買人組合委員に当選すると共に、徳蔵は父親の市場代理人となって、取引所内での活動を開始、33年には関西鉄道の株式を買上げ、今村清之助を悩ませたことにより、斯界の注目を集めるようになる。そして36年には仲買人資格を得て自らの名で取引を始め、39年には仲買人組合委員に当選した。この時、徳治郎は組合委員を退任している。こうした状況から、徳蔵は愈々、父に代り仲買人として活躍していくものと思われた。

ところが、その翌年4月、徳蔵は徳治郎と共に取引所仲買人を廃業し、その1週間後、阪神電鉄の取締役に就任した。こうして徳蔵は事業家としての第一歩を踏出し、以後株式仲買人の世界に復帰することはなかった。

もっとも、徳蔵はここで大株との縁を切ったわけではなく、むしろその後組織としての大株に強い関心を持っていく。明治41年藤本清兵衛の懐刀ともいべき守山又三等が所謂大株革新運動を画策した際、徳蔵はこれに賛意を表した。併し藤本のこの目論見は失敗に終り、藤本自身は翌年の日糖事件で財界の表舞台から姿を消すが、徳蔵は逆に大株の中で地歩を固めていった<sup>2</sup>。

大正3年8月、岩下清周の主宰する北浜銀行が支払停止に陥り、大株は休会を余儀なくされ、岩下の引立てを受けていた徳蔵も物心共に大きな衝撃を受けた。併しその直後の9月、徳蔵は大株の監査役に当選し、同年12月には理事に転じた。

- 1 磯野は堂島米商会所の初代頭取を務めた後、大株の頭取（後に理事長と改称）に転じていた。島徳治郎は明治21年8月に大株仲買人として開業している。
- 2 島は藤本清兵衛の破綻後「三井銀行に担保となし居りし守山又三氏名義の（大株）新株を肩代りし、払込派黒幕中の一人」（明治42年4月2日付大阪朝日新聞）になっていたと伝えられる。

### 3 取引所理事長時代—全盛期

大正5年、男の大厄に当たる数え42歳の年もものかは、この年2月に父徳治郎の死去で島家の家督を相続した徳蔵（以下、特別の場合を除き島と記す。）は、3月の株式売出に端を発する久原鉞業の大相場に参加して、売り抜けに成功、10月1日には大株の第八代理事長に当選し、同月16日に就任した。こうして島は押しも押されぬ公的地位を獲得した。時に相場は大戦景気を承け、23日には大株の出来高が創立以来の記録を更新するという活況ぶりであった。売り相場に賭けた仲買人岩本栄之助が自殺を図ったのはその前日のことである。岩本は27日に死去した。

理事長に就任したばかりの島に最初に襲い掛った試練は、就任3ヶ月後のことであった。上昇に上昇を重ねていた相場は、12月12日の独帝講和提議により翌日朝から暴落、前場の途中から立会停止となった。この時島は市場の混乱を避けるため、有力仲買人15名によるシンジケートの興銀、百三十銀行からの借入金に対し百万円を個人で保証、事態を收拾して世の絶賛を浴びた。この年までに島の資産は千万円に及んでいたとされる。

「会社屋」と称せられた島の本領は、この頃から存分に発揮される。島は明治44年の豊国火災の設立に当り推されて社長に就任するなど、当時既に数社の役員を務めていたが、相場の激変で自身を含め関係者が事態の收拾に大童であった同年12月、田村市郎から日魯漁業の株式を買取って同社の社長に、翌6年7月には大阪電燈の取締役に夫々就任した。そして更にその活躍の場を海外にも求めていくことになる。

島と外地、海外との関係が深まった時期は、大正3年に遡ることが出来よう。同年5月、東洋拓殖の監事に就任した島は、同じ頃朝鮮煙草興業の取締役に就任するなど、当初は専ら朝鮮と関りを持っていたようである。併し7年になると、その活動の対象は中国へ集中していった。

この年6月、上海取引所を設立した島は自ら社長に就任、続いて天津、漢口の両取引所の社長を兼務すると共に、大連株式商品取引所の設立にも尽力、相談役の地位に就いたが、これらの外地・海外取引所は、政友会系の人物が有していた利権<sup>1</sup>を島が具体化したものであった。そして、前年の上海取引所株式に続き日魯漁業株式の売抜けに成功、大株の機関銀行として日本信託銀行を設立、大株における1400万円から4000万円への大幅増資決議に成功した大正9年頃、島はその最盛期を迎えた<sup>2</sup>。そして大株に短期清算取引を創始した11年、或いは自らの持株会社である三同株式会社を設立した12年春頃までは、何とかその勢いを維持していた。

日本信託銀行（信銀）の設立は、島にとって一代の欣快事であったに違いない。一介の相場

師であった人物が、我国屈指の取引所の理事長と取引所及びその仲買人の事業資金を供給する立場とを兼ねることになった訳であるから。しかもその銀行は、国内のみならず外地への拓殖事業にも資金を供給するという国策銀行としての側面をも有していたのである。そしてこうした使命を帯びた信銀は、創立総会の翌日に船場の一等地に当る今橋2丁目1番地の262坪余を本店建設用地として購入、その立場に相応しい本格的な店舗建設の準備に入った<sup>3</sup>。

併し、好事魔多しとの言葉通り、思いがけぬ陥穽が待ち受けていた。その最初の蹉跌は大正9年に発生した門司築港を廻る投資の失敗であろうが、島の雄図を打砕く直接の原因となったのはその2年後、11年2月末に発生した石井定七の破綻である。石井の破産宣言により、その要請に応じて信銀を通じ自らの信用供与も含む融資を行っていた島は窮地に陥った。結局13年10月に大株は資産整理、信銀も減資のやむなきに至り、大株会員の中からも島理事長の責任を問う声が高まった。既に上海取引所は9年以降機能不全の状態が続いており、10年の同所株の増資払込金も島自身の偽装によるものであったとされた。かくして島は15年12月には大株理事長に再選されたものの、就任を辞退し、その腹心である上畠益三郎に後を委ねることになった。

- 1 中国における日系取引所の新設計画は、元々政党関係者等の利権獲得手段として出て来たもので、例えば上海は奥繁三郎、大連は小泉策太郎（共に政友会所属）が設立の権利を有していた。政友会は大正5年10月成立の寺内内閣から第二次山本内閣の瓦解した13年1月まで与党の地位にあった。
- 2 島自身、昭和9年頃、政友会の前田米蔵に自分は四十六、七（大正9～10年）の頃から下り坂であったと語っている。（『北浜盛衰記』193頁）
- 3 当時ここに所在していた屋敷は、江戸時代末期の大坂における両替商の筆頭に任ぜられていた天王寺屋五兵衛の旧宅であった。なお、今橋の信銀ビルは大正11年9月に完成した。

#### 4 事業家期（後期）以降—落魄期

大株理事長の座を下りた島は、企業経営に力

点を置くこととなった。昭和2年10月、島は以前から取締役を務めていた阪神電鉄の社長に就任した。その就任に当り手腕に疑問を呈せられていた島は、持ち前の積極性を発揮して阪神の事業拡大に努める一方、大株においても依然隠然たる影響力を保持し、各方面の事業にも関心をもち続けた。

併しながら、昭和に入ってから島の島には強い逆風が吹き続き、その風は強まりこそすれ弱まることは無かった。4年にはロシアとの漁業交渉で漁区78箇所を落札し、日魯漁業の権益の奪取を図ったものの頼みの田中義一首相に無視されて目論見は挫折、5年には大株の現物商集団株和会の整理問題に端を発する所謂大株騒動が発生し、反島・上畠の動きが強まる中で信銀取締役を辞任、6年には政友会に係わる明政会事件に絡んで一審で有罪判決を受け、高野山に籠った後、阪神取締役を辞任した。翌7年明政会事件の二審では無罪判決が下って一息ついたのも東の間、8年の売塩事件、9年の愛国貯金銀行破産<sup>1</sup>に伴う行金200万円背任横領嫌疑と司直の手は次々とその身に及び、12年4月には愛国貯金銀行事件で大阪地裁において懲役5年の判決を受けるに至った。この判決に対し、島は当然ながら控訴した。この間、石井定七の破綻に伴って発生した株栄会（後出）の損害の一部補填等を目的として、9年12月に自らの所蔵品を大阪美術倶楽部で競売したことなどもあって、巨万を誇ったその財産は減少の一途を辿っていた。関一大阪市長の下、昭和初年代に進められた「大大阪」計画に島が参与する機会は無かった。

島徳蔵の死去は昭和13年（1938）11月30日のこと、折しもこの日は大阪控訴院での控訴判決の日<sup>2</sup>に当っており、裁判所の都合で判決の言渡しが12月16日に延期されることが極ったばかりであった。享年63。死因は腎臓炎とこれに伴う喘息であった。新聞は「往年関西財界の巨頭」との見出し<sup>2</sup>を付してこれを報じた。葬儀は12月3日に行われ、楠本阪大総長、池松元大阪府知事を始め、稲畑勝太郎、森平兵衛（共に元大商会頭）小林一三、寺田南海社長、今西阪神社

長、佐藤阪急社長等約三千人が参列するという盛儀であった。当時、大株における島派の力は既に殺がれており、各社の大株主の中から三同の名も消えていたが、長女トミの夫實吉雅郎は、堂島米穀取引所の理事長を務めており、同所における島の影響力は依然残っていたと言える。

島家の家督は、次女光とその夫野田卯一<sup>3</sup>の子稔が嗣いだ。稔の長女は、祖母光の死去後卯一の養女となり、野田姓を名乗った。この人物が現在代議士を務めている野田聖子である。

徳蔵の弟定治郎は慶應義塾へ進学、後貴族院議員となった。多くの局面で徳蔵と行動を共にした彼は兄に先立ち昭和10年に亡くなったものの、彼の創設した島商店は、今も島貿易として業を続けている。定治郎の家は吉村家に嫁いだ長女咲の孫公志が島姓を継ぎ、現在の当主となっている。

- 1 日本信託銀行に代る自らのための金融機関獲得を目指していた島は大正13年末頃、当時資金繰りに窮していた愛国貯金銀行の所有者藤本清兵衛に融資して同行の資本金を全額払込にさせ、翌年末頃にはこれを自家薬籠中のものとしていた。
- 2 昭和13年12月1日付大阪毎日新聞
- 3 島の番頭存在で三同社長等を務めた寺岡仙五郎の弟。大蔵官僚、後参議院・衆議院議員。

## ○経営の実例

次に島の創設或いは「乗取り」により経営権を握った代表的な例として、上海取引所、日本信託銀行、阪神電気鉄道を採上げ、その経過及び島の経営者としての実績並びに顛末を述べることにする。<sup>1</sup>

- 1 本項については『大和証券百年史』（大和証券グループ本社、平成15年…上海取引所、日本信託銀行の部分）及び『阪神電気鉄道百年史』（阪神電気鉄道、平成17年…阪神電気鉄道の部分）に拠る所が多い。

### [上海取引所]

上海取引所（上取）<sup>しやんとり</sup>は、大正7年6月に資本金1000万円で設立された。上海における組織的取引所事業の先鞭をつけたとされる同社の設

立に当っては大掛りな公募が行われ、市場関係者を中心に大阪財界の有力者の多くが出資に応じた。中国、仏、英人も仲買人として加わった取引所は7年12月に開業、有価証券と綿糸の取引を行い、開業後の1年余は日本市場の活況もあって順調な歩みを辿り、8年11月期には年率2割の初配当を実施した。

一方上取株は、派手な公募の割には応募成績が芳しくなく、大部分は島自身が引受けたが、浮動株が少なくなったことからその操縦は容易となった。その上この株のチキ取引<sup>2</sup>が開始されたため、8円50銭まで下落した株価は開業を控えた11月には120円まで上昇した。その間に、島は持株の大部分を高値で売抜けた。この後同株は一時30円50銭まで下落するが、翌8年7月から島と地元有力者との協力による上海市場での買占めの結果再び高騰、8年に最高値235円、9年には253円を付けるに至った。島はこの買占めによって巨利を博する一方で、同所株を大阪で買って上値の上海で売る鞘取商いを繰返し、ここでも大儲けをしたとされる。

大正9年4月、前月からの株式市場の大暴落の影響で発生した「豊島事件」<sup>3</sup>は、市場の休会を齎し、9年11月期の上取は欠損を余儀なくされた。これに対し島は欠損補填のため増資を画策し、同年10月上取は資本金を3倍の300万円とする旨決議、10年6月に新株式40万株を発行した。

この株式は10年4月末現在の株主に対し旧株二株につき一株を、26万株は仲買団・整理功労者に、4万株は取引所員に割当てることになっていた。併し中国人による同種取引所の搦頭などもあって上取の業績は不調、人為的な相場で上値を吊上げられていた株価は、下げ基調を辿っていた<sup>4</sup>。そのためこの割当に応じる者は少なく、島はやむを得ず未応募分の株式を「一手に引受け、その払込金四百万円は日本信託銀行へ預入れ」<sup>5</sup>たが、実際は「島徳氏の番頭荒井九兵衛名義で上海取引所株を担保に貸出した四百五十万円をばその儘預金の形式に振替へた」<sup>6</sup>とされる。つまり島が引受けたと称する上取新株の代金は、上取株式そのものを担保として借

受けていた資金だったのである。これが島を中心とする大株、信銀、上取の「三角関係」事件、所謂上取事件である。

上海取引所は大正10年5月期には無配に転落、11年12月には半額減資を決議して12年3月には資本金が1500万円となった。この間島は10年には大株と日本信託銀行との関係に倣って上取の機関銀行を設立する一方、同所においては同年に金票、銀票、翌11年には標金取引を開始したりして頽勢の挽回を図った<sup>7</sup>が、逆効果であった。13年4月、島は上海取引所の取締役を辞任した。

大正15年1月、上海取引所は計15万株、750万円の買入減資を決議したが、これに応じて買入消却申請のあった株数は1万7千余に過ぎなかった。ここに万策尽きた島は腹心を通じ翌昭和2年1月、突如上取本社を上海から大阪に移転させ、そこで解散総会を招集、上取は翌月解散を決議して清算に入った。島の取引所建設を通じて大陸へ進出する夢はこうして潰えた。

上取の清算が正式に完了した4ヶ月後の昭和4年11月30日、島は同所解散に係る446万円の債権放棄に関し背任の嫌疑で収容され、後に背任罪として起訴された。

- 2 転売や買戻しにより差金決済を行う取引
- 3 上取仲買人豊島彦四郎が綿糸定期取引で流用した証拠金の回収不能事件
- 4 大正10年の上海取引所の株価は高値81円、安値48円50銭
- 5 野依秀市編『財界実話』（実業之世界社、昭和7年）34頁
- 6 『銀行論叢』第5巻（銀行問題研究会、大正14年）
- 7 大正10年8月23日、上海取引所における延取引の決済補助を主業務とする上海信交興業株式会社が設立された。同社の代表者は島の弟、定治郎であるが、その設立に当って上取自体が発行株式の半数を引受けていたことから、島は同社において大きな発言権を有していたと判断される。同社は同月30日に開業したが、結局機能しなかった。なお、金票、銀票は銀行券、標金は金の延べ棒。

## 〔日本信託銀行〕

第一次世界大戦後における好況の続いていた

大正8年、大阪株式取引所では島理事長の主唱の下、付属金融機関としての銀行、機関銀行設立が推進されていた。そして翌9年、この計画は日本信託銀行（信銀）の設立となって結実した。

信銀は大株仲買人を中心とする有力株主<sup>8</sup>や、やはり仲買人からなる割引手形等の取引基盤を北浜信託<sup>9</sup>から、業務面での専門家と東京支店をその設立直後、開業の直前に破綻した増田ビルブローカー銀行からそれぞれ引継いだ。

信銀は一般銀行業務に加え、担保付社債信託の担保受託業務、更には殖民地への開発投資の実行を企図し、上海を始め、当時設立計画中であった天津等大陸における取引所と協力すべくこれら各地に支店を設置することを予定していた。こうした壮大な計画はごく一部、拓殖会社の社債受託として実現したに過ぎなかったが、信銀が当時国内銀行屈指の規模である5000万円の資本金（払込金額2500万円）で発足したのは、こうした殖民地開発銀行構想が同行の発足時に存在したためであった。

信銀の設立に際しては、政府も側面から援助した。頭取の選考は島の依頼の下、原敬首相自身が現役の大阪府知事林市蔵に勧誘してその承諾を得た。島は取締役の一員として同行の経営陣に加わる形をとったが、実質上この銀行の主導権を握っていた<sup>10</sup>。株式会社日本信託銀行は大正9年3月10日に創立総会を開催し、4月26日に営業を開始、6月には大株の取引機関銀行としての地位を獲得すると共に、信託業も開始した。

順調な滑り出しを見せた日本信託銀行は開業のわずか4年後、大正13年10月には大幅な減資を実施せざるを得なくなった。その原因となったのは大正11年に発生した石井定七の破綻事件<sup>11</sup>である。

石井の破綻が報じられると、関係銀行は周章狼狽を来し、これをきっかけに財界反動恐慌が起ったが、この間石井は信銀から、大正10年11月に米を担保として210万円を「騙取」<sup>12</sup>し、翌12月にも島の信用をもって三度にわたり計200

万円を借受けていた。

島は石井の資金調達に供すべく、自らの所有する上海取引所新株5万株を信銀に差入れると共に、石井が信銀に差入れた額面200万円の為替手形に支払保証を行ったので、信銀は12月17日から21日までの間に三回に分け、石井に計200万円を貸出した。<sup>13</sup>

石井の破綻に伴う債権届出は計35行、届出債権総額は2576万8千円に及んだが、信銀の届出債権額は339万7千円<sup>14</sup>（全体の13.2%）で、石井が主取引銀行として利用し、事件の結果破綻した高知商業銀行に次ぐものであった。

こうして信銀は大きな損失を被ることになったが、これに上取株式と島大株理事長が絡んでいたことから上取、大株、信銀を廻る一連の問題は、当然ながら社会的な関心を呼び起し、大株の「従来久しきに渉り揣摩臆測の根元たりし大穴に対し（中略）主務省は遂に内部調査を行ひ欠損整理を命」<sup>15</sup>じた。

大株は大正13年10月、「日本信託銀行が株栄会に対する債権の担保として信銀に預入して居る大株の預金四百五十万円を、整理実行とともに自由預金に改めることを条件として」<sup>16</sup>農商務省から整理案を認可されが、この結果「大株の其頃の不振は詮じつめると石井の買占が祟つて」<sup>17</sup>おり、こうした事態は「島徳蔵氏の放漫政策の果」<sup>18</sup>と世間の強い批判を浴びて、島は四面楚歌の状態に陥った。

一方、信銀の整理問題についても、大株理事長としての島と河井信銀常務との間で折衝が重ねられ、「元米株栄会が日本信託銀行に対して負担して居た債務総額は、一千一百八十八万円であつたが関係者の間で種々協議した結果内金三百三十八万円は同行で切捨て四百万円は当所で引受決済すること、し、残余金は保信料と株栄会の財産で償却することに決定した」<sup>19</sup>。つまり大株、信銀、株栄会及び大株会員はそれぞれ400万円、338万円、450万円の負担により、この件に決着をつけることとした訳である。

信銀はこの338万円を切捨てるべく資本金を1750万円に減資して不良貸付を一掃、今後7%

配当を確保する方針を採り、大正13年10月31日に減資を実行した。更に昭和3年1月の株主総会を経て、3年6月期の損益計算書に重役提供金15万円、有価証券価額銷却1万7430円、滞貸金銷却2万3958円を計上、利益処分で22万円を「別途積立金」勘定に積増した。

昭和5年9月16日、島は日本信託銀行の取締役役を辞任した。文字通り満身創痍の中での退陣であった。

8 日本信託銀行の第1期（大正9年11月）大株主10名の中、筆頭株主である東洋拓殖（東拓）を除く9名は大株の仲買人や関係者であった。なお、信銀と東拓との関係については注10を参照。

9 大株取引員のデキ取引に係る受渡資金の融通及び貸株を行うために設立された金融機関。信銀は開業に先立ち北浜信託を買収した。

10 大正3年から東拓の監事を務めていた島は、同時期に同社の理事を務めていた林（明治41年12月～大正5年11月在任）とは知己の間柄であった。殖民地開発銀行の性格を持っていた信銀が東拓に出資を仰ぎ（注8参照）、同社の役員経験者を役員として招いたことは不思議ではなく、林の外、当時東拓の理事であった夏秋十郎も信銀の監査役に就任している。因みに林が大正13年3月に信銀から離れた後、同行の頭取は空席となるが、3年4ヶ月の間を置いて第二代頭取に就任した川上常郎も大正5年から13年まで東拓の理事を務めた人物であった。

11 大阪の材木商石井定七は大株で鐘紡新（鐘新）株約32万株の買占めを図り、株価の急落で1000万円以上の損失を受けた。その後鐘新株に関し株栄会（短期清算取引の前身である延取引の清算機関。株栄会に対する資金の供給元は信銀であった）が肩替りして引受け問題を片付けた結果、石井は株栄会に対し鐘新株の確定損失額に相当する620万円強の債務を有するに至り、大正11年2月28日に支払停止を発表した。

12 石井は信銀で割引を受ける際「受米の証券を担保にするが、証券は後から持つて来ると称し（中略）堂島取引所に支払つた受米代金の領収書を差入れ、行員をして倉庫証券同様の効力あるものと誤信せしめ」たとされる。（『銀行犯罪史』銀行問題研究会、昭和11年、302頁）

13 石井は自己振出引受、額面225万円の為替手形を島に差入れ、倉庫証券3万1125石余分を手形債務の担保に振替えることを約束したが、この時も「受取米代金領収書その他を徳蔵に交付して同人をして真実右受米を担保に差入るものと誤信せしめ」（「予審決定書」『大阪銀行通信録』第329号所収）、当該倉庫

証券は引渡さなかった。石井はまた、同一の手口で他行からも騙取した。

- 14 小沢福三郎『株界五十年史』（春陽堂、昭和8年）402頁。なお、「石井定七事件予審結果」では、信銀の石井への債権届出額は294万3千円となっている。
- 15 『株界五十年史』447頁
- 16 大正13年10月2日付「中外商業新報」。これは前述の注6の内容を指すと思われる。
- 17 『銀行犯罪史』320頁
- 18 大正13年5月27日付「大阪時事新報」
- 19 「大株五十年史」（大阪株式取引所、昭和3年）95～6頁

### 〔阪神電気鉄道〕

鳥は阪神電鉄のみならず、関西の他の電鉄会社とも多かれ少なかれ係わりを持っていた。このことについて、鳥は自ら文章<sup>20</sup>の中で次のように述べている。

「阪堺電鉄は頻に勧説を受けたが、競争線たる南海の重役中余の恩義ある人があり、情に於いて背くことが出来ず、単に多少の株を持つたといふ丈けであつた<sup>21</sup>。阪神電鉄には余が三十二歳の時重役として、翁（岩下清周、本引用文において以下同じ。）及び片岡（直輝）翁と同時に入社し、余の大過なく過ごし得たのは、一に両翁の後援の賜に外ならぬものと深く感銘して居る。阪神急行電鉄（阪急）は最初余が敷設特許権を有して居たが、元来事業家と云ふ柄でない余は、之れを翁に託し、小林君<sup>22</sup>の力に依つて今日の隆昌を見るに至つたことは、因縁の深きものを有する余として誠に嬉しく感ずる」（括弧内は筆者注）

「三十二歳の時」すなわち明治40年以来、阪神電鉄の取締役を務めていた鳥は、大正11年に片岡直輝前社長に代って代表取締役就任した三崎省三と対立、三崎の退陣後社長の座にあった小曾根喜一郎の辞任を承けて、昭和2年10月7日同社の社長に昇格した。

但し、鳥の阪神社長就任は、株式の買占めにより決定されたものではない。鳥が同社経営陣の対立に際し、大株主として発言を行っていたことは確かであるが、当時の保有株式の推移状況を見る限り、鳥派の株式買占めの事実は確認

出来ない。

鳥が社長に就任した際、阪神には事業上の課題が山積していた。こうした事態に対処するため鳥は毎日入社し、取締役会を毎週開くなど社内に新風を吹き込むと共に、諸種の拡張・改良工事を含む事業の資金を捻出するため、1年半の間に二度の増資を実施した。その結果、鳥の社長就任当時4000万円であった阪神の資本金は、昭和4年4月には1億円となった。

もっとも、多額の費用を投じて拡張・改良を実施しても、直接収益には結びつかないこともあるが、それは鉄道事業の公共性という面から見て、やむを得ないと鳥は考え、株主総会の場においてその旨を訴え、実際に配当率を引下げたこともあった<sup>23</sup>。またその一方で、阪神の労組が花見時をめぐって賃上げ要求を出した際、鳥は回答期日を待たず、全部あっさり容認し、おまけに花見手当まで出したので、労組はかえって薄気味悪くなったという話も伝えられている<sup>24</sup>。

鳥が阪神社長時代に実現した事蹟としては、今津出屋敷線の新設、甲子園線の全通、本線神戸地区での地下線の工事着手、大阪乗合自動車（青バス）の傘下入りを含む自動車事業の拡大、甲子園地区における娯楽施設や運動場の開設・増設及び住宅経営地の分譲開始等が挙げられるが、ここでは鳥らしい大規模で且つ未完に終わった試みとして神戸—京都間の直通運行計画について採上げてみる。

阪神内部における鳥の勢力が強まっていた大正15年、阪神は競合する阪急に対し優位に立つべく、新京阪鉄道（新京阪）の保有する十三一稗島<sup>25</sup>間の鉄道敷設権に目を付け、これに土地の共同開発案を絡めて新京阪側に接触し、12月12日に神戸—京都間相互運転契約を締結した。一方新京阪側では天神橋駅の機能向上により遊休化しかねない既存の淡路—十三間の活性化を図るため、昭和2年4月に稗島支線鉄道敷設権を阪神へ譲渡することを決議した。この阪神＝新京阪業務提携の一環として鳥は京阪土地会社の所有する稗島方面の土地約15万坪を譲受け、



鉄道の敷設と相俟って土地住宅経営を行うことを計画した。

こうして私鉄による神戸—京都間の直通運転案は、島の手で、稗島地区の土地開発計画と共に、実現可能性の高い計画として浮上して来た。このような事情を踏まえ、当時の人士は「阪神電車は更に稗島より十三を経て茨木に到る支線敷設の認可申請中にして遠からず実現すべく」<sup>26</sup>と同計画の実現に期待を寄せた。併し肝心の稗島方面の土地は島への融資の焦付きにより島の手から離れ、その継承者も事業計画を果せなかった<sup>27</sup>ことから、同地の土地開発は著しい遅れを来すこととなった。そして純粋な民営鉄道業者による神戸—京都間の直通運転は今も実現していない。

さて、島の社長就任半年後、昭和3年4月に行われた増資の結果、阪神電鉄の最大株主の座は増資新株の多数を引受けた住友合資に移り、島の株主としての発言権は減殺された。またそのこともあってか、島が自己の支持者と期待していた重役陣、特に今西與三郎専務等が島排斥の声を大きく挙げるようになった。かくして島が信銀から去った5年には、その進退が取沙汰されるようになり、明政会事件の一審で有罪判決が下った3日後の6年6月23日の取締役会で島は全重役から辞任勧告を受けるに至った。そして同年9月22日、島は遂に阪神社長の座を退いた。取締役就任以来24年5ヶ月、島は最後の砦を失った。

20 「稀に見る傑物」(故岩下清周君伝記編纂会編刊『岩下清周伝』昭和6年、155頁)

21 「阪堺電鉄」(正しくは阪堺電気軌道)には岩下清周の外、片岡直輝も関係、片岡は同社の初代社長に就任した。なお、島は保有した阪堺の株式を、日糖事件により破綻した藤本ビルブローカー銀行の再建に当り、同行に担保として供給している。(『大和証券60年史』大和証券、昭和38年、50頁)

22 小林一三。島はまた、岩下、小林と自らの関係につき、「小林氏が三井銀行をやめて西下したのは、証券業経営が念願であった。島仲買人の老舗を母体とし、岩下清周氏等との共同経営で、理想的な大証券会社をやる計画だったが、明治四十年一月の崩落で、いっぺんに挫折した」と語った(『北浜盛衰記』136

頁)とされる。島のこの夢が実現していたとすれば、小林の阪急入りは勿論のこと、島自身の阪神入りも無かったかも知れず、関西の鉄道地図は実際の歩みとは大きく違っていったと考えられる。

23 昭和4年4月25日定時株主総会、配当の引下げ実施は昭和4年9月期。

24 『北浜盛衰記』181頁

25 現在の名称は姫島

26 『土地会社総覧』111頁

27 小川功『企業破綻と金融破綻一負の連鎖とリスク増幅のメカニズム—』(九州大学出版会、平成14年)551頁

### ○投資手法、経営手法の特色と世間の評判

以上述べて来たところから見て、島徳蔵の投資・経営手法は次のように要約出来よう。

\* 起業家、大株主として君臨…島は会社を設立し、自ら大株主としてこれを経営した。上海等の取引所の発起人となり、自ら株式を引受け社長に就任、日本信託銀行では事実上の頭取として陣頭指揮をとった。また、時には株式仲買人を中心とする同志と組み株式を買い集め、自ら経営者に就任した。日魯漁業の社長に収まったのはその例であり、早くから取締役であった阪神電鉄においても、大株主として発言し、後には社長を務めている。島の同志として行動を共にした仲買人には浅井辰蔵、小川平助<sup>1</sup>等、島の代理人として会社経営に当たった人物としては篠本鼎、安藤博、宇田貫一郎<sup>2</sup>等が挙げられる。

\* 機関銀行、増資による資金調達に尽力…島は活動の資金源となる金融機関を自らの手に収めるべく画策した。これは、株式を通じての支配と裏腹の関係にある事柄で、先ず自らの意のままに動く金融機関を手に入れ、その資金を基に株式を購入、会社を支配すると共に、その会社の増資により資金を獲得、これをまた投資に振り向けようとするものである。この循環を実現するために設立されたのが日本信託銀行であり、獲得したのが愛国貯金銀行であった。上海取引所の機関銀行として創設された上海信交興業もその延長線上にあった。

\* 名望家としての地位を利用，会社の「箔付け」に努力…大阪株式取引所理事長の地位は，島の最大の勲章であり，島はその地位を駆使した。林大阪府知事の日本信託銀行頭取就任に至る工作はその地位を最大限に利用したものであるが，大正14年末に実現した大阪放送局事務所の信銀ビルへの誘致などもその例として挙げることが出来よう。

\* 行動が直截的…島の行動は，先例に拘泥しないもので，公私混同を厭わず，他人の評判に無頓着であった。その例として，独帝講和提議の風説による株価暴落時の場中での立会停止，久原株買占め時における証拠金過剰徴収，日露漁区交渉に当たっての漁業権獲得，上海，天津両取引所等自らが社長を務める会社の株式の価格吊上げ，鞘取，更には売抜けが挙げられる。

こうした島の傍若無人な振舞いには，当然ながら強い反撥があった。こうした反撥は，島のような行動や態度等が招来したものであると言えよう。

まず，「買占め」への反撥，これは株式を買占められた対抗勢力側としては当然のことであろう。阪神電鉄の株式については，「買占め」とは言えないものの，反対派としては，株主権の行使を主張の根拠とする大株主に対する反撥は当然あったと考えられる。

次に，「裏切り」への反撥，これは島による相場の売抜け，寝返り或いは紳士協定の無視等に起因するもので，裏切られた当事者が抱く感情である。天津取引所株の買占めの「同志」に裏切られ，同所株を抱え込むことになった仲買人静藤次郎や，島が一旦株式を売却して会社を去りながら，漁区問題で再び会社を混乱に陥れた相手方，堤清六等日魯漁業役員などは，この要因で島と対立した代表的な例であろう。

第三に，「地位を弁えていない」つまり「理事長ともあろう者が」という反撥，これは多くの場合利害を直接有することの無い第三者的な立場からのもので，倫理的立場，或いは常識の

観点から発せられる意見であった。もっともこの声は当事者，大株内からも挙がっていたが，その理由としては株栄会の処理，株和会の場外取引禁止を廻る異論等が含まれていた。所内での反島の急先鋒は現物商集団の代表格である野村徳七であった。

これに対し識者はどう見ていたか。先ず経済学者である菅野和太郎は，島を「会社屋」と定義し，「彼は多くの会社を発起した際に，少からぬ不正行為をなしたかも知れないが，同時に彼の活動が，延いて会社企業心及び株式会社知識を世人に扶植したことは，恐らく何人も之を否定し得ないだらう」として「彼の功罪は相半す」と結論付けている<sup>3</sup>。

また大阪毎日新聞の佐藤善郎は，昭和4年，日露漁区交渉での高値入札以後の島に「怪しからぬ奴」との語が冠せられていることを紹介した上で「彼の正体は，相場師といふより寧ろ会社屋といふ方が，より適切な見方かも知れない」「同時にまた彼は単なる会社屋としてのみでなく，事業経営家としても相当にやつて退けるだけの策略もある男だ」「私は（中略）今度の大株問題で，彼が衆人怨嗟の的となりながらも，なほ且つその潜勢力が，当然彼及び彼一派に取つて代るべき筈の野村徳七のそれよりも，意外に強く深く沁込んである事実を発見し得た」と記している<sup>4</sup>。これらの論評は同時代人から発せられたものであるだけに，島の実像を比較的正確に言い中てていると思われる。そしてこうした評価は，戦後の人物，例えば三島康雄が日魯漁業と島との角逐を記した論文の中で島を「真似ることのできない一種の天才的な才能を持って（中略）怪腕を揮って大阪財界を引ずりまわし，株式界の王者として君臨した一代の梟雄であり，不世出の虚業家」であると評し<sup>5</sup>，彼に対し否定的であるのとは趣を異にしている。

1 浅井と小川は，共に上取，信銀，阪神の総ての大株主。浅井は島の上取株の鞘取取引に協力し，阪神の取締役にも就任している。

2 篠本，安藤，宇田は何れも島時代の日魯で実務を担当，後に業績低迷後の上取で役員を務めた。

- 3 「会社屋」—『経済史研究』昭和6年6月号（経済史研究会）
- 4 「悶ゆる島徳」—『財界実話』所収
- 5 「島徳蔵と日魯漁業株式会社」—『漁業経済研究』13巻4号（東京大学出版会，昭和40年）

### ○創意と雄図，リスク感覚

「一代の梟雄」として市場界に覇を唱えた島の野望は留まるところを知らぬものがあったが、彼はその実現のため、大規模、正統且つ徹底的な企業支配の「道具」の構築に努めた。島の創意或いは革新性として特記すべき点はこのにあると考えられる。以下、既述の部分と内容の重複する個所もあるが、具体的に記してみる。

島の企業支配は専ら株式の所有を通じて行われたものであるが、彼はこれを実現すべく必要な資金調達が可能大な金融機関の獲得に尽力した。そして日本信託銀行を自らの主導の下に設立したが、同行には大株の機関銀行であることに加え、殖民地開発銀行としての性格も付与されていた。つまり島は大株理事長の地位を利用して、当時最大級の資本金を有する国策銀行を事実上自己の資金調達を図る道具として創設したのである。

彼は、更に自己の持株管理会社である三同を設立、同社による株式、米穀、三品（繊維）の各取引所株式の所有を通じて関西諸取引所の連衡を図らんとした<sup>1</sup>。現在、金融庁は東証の持株会社を軸とした取引所統合構想、経済財政諮問会議は総合取引所構想を打出そうとしているが、島は八十数年前にこの大計画を個人で企てていたと言える。

島の事業意欲の対象は国内だけに留まるものではなかった。朝鮮の開発会社に協力する一方、中国では租界を利用して取引所を創設、買弁資本と協力し、自ら投資を行うと共に社長に就任、国内同様の方法により経営を行おうとした。島の本来の意図は上段で述べた国内の基盤を確立した上で、その対象を大陸に広げていこうとするものであったと考えられる。そしてその軸と

して大株と上取、日本信託と東洋拓殖を位置付けていたのであろう。

一方、そのリスクへの対処に関しては無策に近かったと言わざるを得ない。島は自己の実力と強運への絶対的な自信があったためか、時代の流れ、人心のうつろいといった環境変化を嗅ぎ取る感覚を研ぎ澄まそうとはしなかった。また「巨人」にはありがちなことであるが、その行動を掣肘する有力な人物も存在しなかった。「亢龍有悔」、島は過信の余り、結局は刑事被告人としての汚名を被ったままその最期を迎えたのである。資金源の獲得にこの上なく意を用い、その結果懐を気にすることなく、株の世界でも買一本で通して来た島は、大正末期から続く不景気、そして恐慌の中で羽を徐々にもぎ取られ、再浮揚の機会を失っていった。島はその変り身の速さを相場の世界に留め、処世の面で実行しようとはしなかった。社会的背景の相違こそあれ、島徳蔵が日本のジョゼフ・ケネディ<sup>2</sup>になり得なかった根本的理由はここにあると言えよう。

- 1 大阪朝日新聞の記者から天津取引所の取締役に転じた奥村千太郎は、三同の設立された大正12年頃「島氏は株、米、三品の三市場を打つて一団とし、神戸、博多を首め、関西諸取引所の聯衡を夢みるが如き野心が燃えて居た」（『株式放資と売買術』文雅堂、昭和6年、937頁）と述べている。三同の商号は島のこの冀望から命名されたものと思われる。なお、島の東京（人、経済等を含む）親の分析については今後の課題としたい。
- 2 米国第三十五代大統領ジョン・F・ケネディの父。内部者取引で巨富を築いた後、証券取引委員会の初代委員長に就任、自らの経験を活かして証券取引の監視に辣腕を揮い、成功者として生涯を終えた。

### ○現代の人物との対比・異同

次に島と最近話題となった「買古屋」村上世彰、堀江貴文との異同を考えてみる。この三人の共通点は、株集め—未然、已然を問わず株主権の行使—により会社経営に影響力を与えようとしたことであるが、その出自経歴や活動方法等には相違している点も少なくない。これを大まかな表に纏めてみると次のようになろう。

島、村上、堀江の三人の間には時代の差による相違も見られるが、島が他の二人と決定的に異っていたのは、元々の資産家であった上に、先述の通り、資金源となる自前の金融機関を構築していたという点にあらう。それ故島は他人の意向を気にすることなく、自己の資金で株式を購入、保有、売却することが出来、工作費を使用し、会社に乗込むことも出来た。島の影響力が村上や堀江と比較して長きに亘り存続し得た理由の第一は、ここに存すると考えられる。

### ○おわりに

本稿の最後に当り、島の岩下清周評を紹介したい。ここに採上げる文章は、島にとっては自らを大いに引立てた恩人である岩下の追悼文の一部で、自らの名で記した数少ない著作の一つでもある。因みにこの文を記した当時、島は大株理事長を退任し、阪神社長の座にあった。

「翁は時勢に卓越した識見と、行く処可ならざるなしと云つた非凡の手腕を兼ね備へた稀に見る人傑であつた。(中略)翁は事業家と云はんよりは、事業を以て己れの趣味として居た人である。北浜銀行事件では其の関係事業に多額の貸出しを非難されたのであるが(中略)各種の事業を興すことは、北浜銀行が機関銀行として纏て其の発展を期待し得ることになると云ふのが故人の心事であつた。随つて其処に一点の私心もなく、銀行の為めよかれかしとやつたことが、結果に於いて思

はしくなかつたにしろ(中略)一面翁の此果断によつて事業界の益されたことは、今更余が贅言するまでもなく、之等を考察するとき、功罪相半ばするなど、云ふ評は全く当らない。只此果断勇往的の翁に対して、内に之れを統一するの参謀に其の人を得なかつたのが、遺憾に堪へぬ点である。」

(「稀に見る傑物」-「岩下清周伝」153~4頁)

自己認識は不十分でありながら、他人に対する論評では正鵠を射ている人がある。この文章から窺える島も、その一例であらう。ところで岩下について記したその人物像には、島本人と重なり合う部分が少なくない。或いは島は自画像を岩下に重ね合わせていたのかもしれない。そして自らが既に最盛期を過ぎたと認識した上で、「北浜」の語を「日本信託」と置き換えた追悼文を将来頂戴したいと願いつつ、この文章を記したのではないだろうか。

平成12年、日本信託銀行の後身である大和証券グループは、今橋の北浜支店ビル、すなわち旧信銀ビルを解体した。この結果、島徳蔵を想起す建築物は地上から姿を消した。相場に敗れた岩本榮之助の大阪市民への「遺産」、中央公会堂が現在も使用されているのとは、好対照の結果となった。今、島の名を留めているのは、その埋立権者としての地位に因んで冠せられた「桜島」という大阪市の地名のみである。

(平成19年4月25日)

	島	村上	堀江
出自経歴	学歴無、商人出身	高学歴、元官僚	高学歴、企業家
出身地、活動拠点	大阪出身、大阪	大阪出身、東京	九州出身、東京
利用資本	自己資本、借入資本 →本人名義(含名義借) →実質株主の判明比較的容易	他人(投資家)資本 →ファンド名義 →実質株主不明	自己資本、借入資本 →本人・会社名義 →株主の判明容易
自前の金融機関	設置 →日本信託、愛国貯金銀行	無 →ファンドを利用	無 →特別目的会社を利用
役員就任	経営者に就任 →社会的名士	経営者に就任せず →名士に非ず	経営者に就任 →名士を目指す
人的関係	同業者の支持、政界に接近	外国人、経済人に接近	投資家、(政界)に接近